

令和7年度事業計画書



社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会

■ 基 本 理 念

誰もが安心して 生き活きと 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり
～ともに生き、つながりを絶やさない地域づくりを目指して～

■ 基 本 方 針

我が国は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎える 2040 年を待たず、各分野で労働力不足が広がっています。なかでも社会福祉分野の人材不足は深刻化しており、地域福祉の人材についても、働く高齢者の増加等により、民生委員・児童委員や、町内会、地区社会福祉協議会の担い手、ボランティア活動者の減少が課題となっています。

また、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化等、社会構造が大きく変化する中、家庭内や地域内の支援力が低下し、高齢世帯の孤立、ひきこもり問題、こどもの貧困・虐待等が社会課題として顕在しています。

こうした課題に対処するため、国では、令和 2 年の社会福祉法改正により、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を柱とする重層的支援体制整備事業を創設しました。

これらを踏まえ、八戸市では、包括的な相談支援体制の構築に向けた「八戸市重層的支援体制整備事業(移行準備事業)実施計画」を策定し、令和 7 年度から移行準備事業に取り組み、令和 8 年度から本格実施を予定しています。

こうした背景を受け止め、本協議会としても、これまでの地域福祉活動等の実践を通じて培った経験を活かし、その一翼を担うべく、重層的支援体制整備事業を積極的に活用し、多機関協働による有機的な連携体制の構築を図りつつ、地域生活課題の解決に取り組んでまいります。

本協議会の財政状況は、経済状況や人口減少等による会費や共同募金等の自主財源の減少の他、物価や人件費の高騰等により、依然として厳しい状況にあります。本協議会が、地域福祉の中核として、その使命を果たし続けるため、社協内の部門間連携を強化し、包括的な支援や地域づくりを実施できるよう、事務事業の合理化を図り、社協の総合力の向上に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

■ 基本目標

基本理念の実現に向けて、第4期地域福祉活動計画(令和4年度～令和8年度)の4つの基本目標に沿って、事業を実施します。

I みんなで支え合う地域づくり

すべての人が、自分が暮らす身近な地域で起きている問題に関心を持ち、自ら参画し、地域における多世代間での交流、話し合いを通じて解決につなげられる場の充実に努めます。また、住民の福祉意識を醸成し、住民や地域の団体など地域の資源を最大限活用し、見守り・助け合いの活動をすることで、みんなで支え合う地域を目指します。

II 福祉の心を育む人づくり

地域福祉の推進には、地域の人々の理解と協力が必要です。地域福祉に触れるきっかけとして、地域福祉情報やボランティア活動情報の発信、福祉教育・体験、イベントの開催等を行い、地域で協力し合える関係を築きます。

III 安心して暮らせる地域づくり

誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で、一人ひとりの権利や生活が守られ、安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。また、災害時のボランティアの体制づくりやネットワークづくりを進めます。

IV 信頼される運営基盤づくり

I～IIIの目標達成のために、市社協が担うべき役割を再認識し、地域資源や取り組むべき課題について分かりやすく伝え、活動への幅広い層の参加につながるよう、広報の強化に取り組めます。また、地域や専門職等から把握した情報を、各関係団体や関係機関、行政と連携した包括的な支援につなげられる人材育成に努めます。

■ 事業実施計画

I みんなで支え合う地域づくり

1. 地区社協への支援【社協会費・共同募金配分金・市補助金】

(1)地区社協の育成支援

地区社協で実施している活動の情報交換の機会を増やすなどして、活動の地域差の解消等を図り、地域での支え合いの活動を推進する。

(2)地区社協の活動支援〔26 地区社協〕

地区社協と市社協が、車の両輪となって協働し、地域の生活・福祉課題を一緒に考え、解決に向けて取り組んでいけるよう、地区社協の運営・活動における相談を受け付けるとともに、運営や活動従事者への研修を行う。

○地区社協会長、事務局長会議〔5月〕

2. 住民同士の支え合いの促進

(1)ほのぼのコミュニティ21推進事業の実施【市委託事業】

○ほのぼの交流協力員による高齢者等の見守り活動〔22地区社協〕

○見守り活動連絡会の開催〔年5回〕

○見守り活動研修会の開催〔1月〕

(2)八戸市高齢者生きがいと健康づくり推進事業の実施【市委託事業】

○高齢者ほっとサロンの開催〔25 地区社協、68 サロン〕

○三世代交流事業の開催〔年 16 回〕

○ニュースポーツ講座、シニアいきいき講座の開催〔年15回〕

○サロンリーダー研修会〔年 3 回〕

○高齢者生きがいと健康づくり推進会議の開催〔年 2 回〕

(3)子育てサロン事業の実施【市委託事業】

○子育てサロンの開催〔17 地区社協、17 サロン〕

○キッズフェスティバルの開催〔令和 7 年7月 2 日(水) 総合福祉会館〕

○子育てサロンスタッフ研修会〔年 1 回〕

(4)ファミリーサポートセンターの運営【市委託事業】

〔事業対象地域：八戸圏域連携中枢都市圏内〕

- 子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助を行いたい人(提供会員)の登録及び紹介業務
- 提供会員養成講習会の開催〔7月、11月 各3日間〕
- 会員のスキルアップ研修会の開催〔6月、8月、10月、1月〕
- 会員の交流会の開催〔12月、3月〕
- 会報誌の発行〔5月、9月、2月 各1,500部〕

3. 福祉ニーズの把握【社協会費】

地域福祉懇談会を開催し、情報交換や意見交換をすることにより、地域の福祉課題を共有するとともに、住民の福祉意識を高める。〔年2回程度〕

II 福祉の心を育む人づくり

1. 福祉教育の推進【社協会費・共同募金配分金】

(1)ボランティア推進校事業の実施〔13校〕

児童・生徒を対象とし、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域でのボランティア活動等を通して、思いやりの心を育て、お互いに助け合う力を育むことを目的にボランティア推進校を公募し、活動費を助成する。

(2)出前講座の実施〔随時〕

車椅子体験、高齢者疑似体験、点字体験、知的障がい者体験等の出前講座を開催し、市民の福祉意識の啓発を図る。

2. ボランティア活動への参加促進

(1)ボランティアセンター運営事業【社協会費・共同募金配分金】

- ①ボランティアセンター運営委員会の開催年〔2回〕
- ②ボランティア活動情報の発信
 - ホームページや社協広報紙への情報掲載
 - ボランティア活動メニューの作成
- ③ボランティアコーディネート機能の強化
 - ボランティアの登録受付及び活動紹介
 - ボランティア活動保険の加入促進

④ボランティア講座の開催

- ボランティア入門講座〔年 1 回〕
- 点字体験講座〔年1回〕
- 知的障がい者体験講座〔年1回〕
- 福祉体験学習サポーター養成講座〔年 1 回〕

⑤善意銀行の運営

- 寄付物品の預入、払出
- 車椅子の貸出

⑥ボランティア団体等のネットワークづくり

- ボランティア・市民活動フェスティバルの開催
〔令和7年10月19日(日) 八戸市庁前広場〕
- 愛の輪レクリエーションの開催

⑦企業の社会貢献活動への支援

- 企業からのボランティア相談に応じ、活動先などの紹介を行う。

(2)シニアはつらつポイント事業【市委託事業】

高齢者が介護施設等で行ったボランティア活動に対して、金券等との交換や福祉団体への寄付ができるポイントを付与する事業に取り組み、高齢者の社会参加や地域貢献活動を支援する。

- 説明会&研修会の開催〔5月、9月、1 月〕
- スキルアップ講習会の開催〔10月、3月〕

3. 活動の担い手の養成

地域福祉活動に関する広報の充実を図り、様々な講座や研修会、イベントへの参加等を通して、若い世代や子育てを終えた世代、退職を控えた世代が気軽に地域福祉活動に参加できるよう、プログラムの充実を図り地域福祉活動の仲間(担い手)を確保する。

Ⅲ 安心して暮らせる地域づくり

1. 地域での自立支援体制の充実

(1)生活困窮者自立相談支援事業【市委託事業】

- 八戸市生活自立相談支援センターの運営〔市庁別館9階〕
- 生活困窮者の自立相談支援
- 住居確保給付金の相談及び申請の支援
- 家計相談支援
- 支援調整会議の開催〔月 1 回〕

(2)生活福祉資金等の貸付相談

他の貸付制度の利用ができない低所得世帯等の経済的自立と生活安定を目指すために必要な資金の貸付相談に対応する。

① 生活福祉資金【県社協委託事業】

○対 象 者:低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯、失業や収入の減少により生活維持が困難な世帯の方

○資金種類:総合支援資金、福祉資金(福祉費・緊急小口資金)、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

○貸付利率:年 1.5%(連帯保証人がある場合は無利子)

ただし、教育支援資金及び緊急小口資金は無利子

② たすけあい資金

○貸付限度額 3 万円以内(無利子・原則連帯保証人 1 名)

○たすけあい資金等貸付審議会の開催〔年1回〕

(3)フードバンク事業【寄付・共同募金配分金】

市民や事業所から食品等の寄付を募り、相談支援機関との連携のもとに、一時的な食料支援が必要と判断される世帯に対して、無償で食料を提供し生活を支援する。

○フードボックスの設置(総合福祉会館1階)

(4)ふれあい相談所の運営【社協会費・共同募金配分金】

日常生活のあらゆる心配ごとの相談や専門家による相談に対応する。

○なんでも相談〔毎週水曜日・金曜日 10時～15時 祝日休〕

○法律相談〔毎週火曜日、法テラスとの共催により実施 祝日休〕

(5)障がい者への就労支援事業等の実施【市委託事業】

○障がい者就労サポーター養成講座の開催〔講義 5 回、事業所見学会 2 回〕

○障がい者就労支援団体ネットワーク事業の実施〔ネットワーク会議 5 回、運営委員会 2 回、研修会 1 回〕

○八戸圏域連携中枢都市圏連携事業障がい者福祉合同研修会等の開催〔講演会 1 回、研修会 1 回、市町村担当者会議 1 回〕

(6)福祉安心電話サービス事業の実施【南郷地区のみ市委託事業】

青森県社会福祉協議会との協働により緊急通報装置の設置運営を行う。

(7)福祉団体との連携と育成

○八戸市民生委員児童委員協議会事務【団体事務受託】

○市長を囲む社会福祉懇談会の開催〔1 回〕

○福祉団体の活動支援【共同募金配分金】

〔地区民児協 25 団体に活動補助金を交付
福祉団体 13 団体に活動補助金交付〕

★新規

(8)重層的支援体制整備事業(【市委託事業】)

複雑かつ複合的な課題を受け止め、総合的に相談できる体制を構築し、解決に向けて多職種による支援体制をつくり、課題を抱えた世帯が地域の中で安心して暮らすことができるよう取り組む。

○多機関協働事業

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

2. 権利擁護の推進

(1) 日常生活自立支援事業【県社協委託事業】

〔事業対象地域：八戸圏域連携中枢都市圏内〕

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分一人で意思決定し実行に移すことが難しい状態にあり、日常生活に不安のある方が、安心して地域で暮らせるように、福祉サービスの利用手続きや日常生活上の支払、大切な書類の保管等の援助を行う。

(2)八戸圏域成年後見センターの運営【市委託事業】

〔事業対象地域：八戸圏域連携中枢都市圏内〕

○権利擁護の総合相談

○市民後見推進事業〔フォローアップ研修年 4 回〕

○成年後見ネットワーク会議(6 月、2 月)

○成年後見制度の研修、啓発

〔成年後見制度説明会 市内 2 回、町村 2 回
成年後見セミナー等 一般市民対象 1 回、専門職対象 1 回〕

(3)市民後見人の後見監督業務

市民後見人が受任しているケースについて、家庭裁判所からの要請に応じて後見監督人を受任し、判断能力が不十分な方の財産管理と身上監護を行う市民後見人の活動を支援する。

(4)法人後見事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により、意思決定が困難な人の判断能力を補うため、市社協が成年後見人等を受任し、被後見人等の財産管理、身上監護を行うことで、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう、その権利擁護を支援する。

○法人後見事業運営委員会の開催〔年1回〕

3. 災害時の支援体制の充実【社協会費・共同募金配分金】

(1)災害ボランティアコーディネーターの育成

災害ボランティアセンターの運営・コーディネートを担う災害ボランティアコーディネーターを育成し、災害ボランティア受入体制の整備を図る。

(2)災害ボランティアセンターの設置・運営訓練〔年1回〕

八戸市等の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、災害時の体制整備を図る。災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを行う。

(3)災害ボランティアの啓発活動

災害ボランティア展を開催し、広く市民へ災害ボランティア活動の理解促進を図る。

〔期間 防災とボランティア週間 1月15日～1月21日〕

(4)災害ボランティアネットワーク八戸との連携

災害ボランティアネットワーク八戸加入団体との情報交換会を開催し、関係機関や団体との連携強化を図る。〔年2回〕

(5) 災害用資機材ストックヤードの設置・運用

県社協が県内6圏域に整備した災害ボランティアセンター資機材ストックヤードの三八圏域の拠点としてストックヤードを設置し、資機材の管理を行う。

○場所：(旧)八戸市西給食センター敷地内倉庫

4. 福祉サービスの充実

(1)介護保険サービスの実施〔南郷支局〕

○居宅介護支援事業(要介護認定に基づいたケアプランの作成)

○通所介護事業(入浴、食事、機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供)

(2)苦情解決窓口の設置

本会が提供する福祉サービスに係る利用者からの苦情の解決を図るため、苦情解決窓口を設置する。

○福祉サービス苦情対応第三者委員会の開催〔年1回〕

(3)八戸福祉人材バンクの運営【県社協委託事業】

福祉の仕事をしたい人と、人手を必要とする福祉施設を結ぶ福祉の仕事の無料職業紹介事業を行うとともに、福祉マンパワーの育成を行う。(無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得て行う。)

〔事業対象地域:八戸市、三戸郡、十和田市、三沢市、上北郡〕

- 福祉の仕事と職場説明会の開催〔年 1 回〕
- 高校生福祉施設体験講習会の開催〔年 1 回〕
- 小・中学生福祉施設体験講習会の開催〔年 1 回〕
- 福祉の職場巡回訪問
- 一日移動相談会の開催〔年 6 回〕
- 福祉施設職場体験事業の実施
- 介護員養成研修受講費補助事業の受付

(4)実習生の受入れ

社会福祉士を目指す実習生を受け入れるため、実習指導者を配置し、実習生を積極的に受け入れ、次代の福祉を担う人材育成に協力する。

(5)福祉バス受付業務【市委託事業】

- 運行台数 1 日 2 台(リフト付き大型 47 席、中型 40 席)
- 運行業務受託先との連絡調整
- 福祉バス運営委員会の開催〔年 2 回〕

(6)歳末たすけあい募金配分事業【歳末たすけあい募金配分金】

歳末時期等に地域の福祉ニーズに沿った即応性のある取り組みを行う。

- 地区社協、福祉団体等へ配分金を交付
- 配分委員会の開催〔10 月〕

(7)地域密着型サービス外部評価への協力

福祉サービスの質の向上と利用者による適切なサービス選択に資するため、県社協が実施する地域密着型サービス外部評価の評価調査員として評価業務を行う。

〔調査員 11 名〕

(8)指定管理施設の運営【指定期間:令和6年度～令和10年度】

- 八戸市総合福祉会館(はちふくプラザねじょう)
- 八戸市児童館
 - ・小型児童館 6 館 : 豊崎、三条、是川、南浜、高岩、松館
 - ・児童センター 9 館 : 中央、湊、小中野、吹上、白銀、大館、鮫、八戸ニュータウン、江陽
- 八戸市立南郷デイサービスセンター及び老人福祉センター南郷

IV 信頼される運営基盤づくり

1. 組織運営事業【社協会費】

(1) 理事会等の開催

本会の運営上の重要事項決定や事業執行のため、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会を開催する。

- 理事会の開催〔年3～4回〕
- 評議員会の開催〔年2～3回〕
- 評議員選任・解任委員会の開催〔年1～2回〕

(2) 監査の実施

事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施〔5月〕

(3) 情報公開

法人の運営状況や財務状況をホームページ上で公表する。

(4) 第4期地域福祉活動計画の進行管理

地域福祉活動計画の着実な推進を図るため、地域福祉活動計画推進委員会を組織し、進行管理と事業評価を行う。

- 地域福祉活動計画推進委員会の開催〔年1回〕

2. 自主財源の確保

(1) 会員の拡大【社協会費】

住民主体の福祉活動の推進や法人の適正な運営を維持するため、安定した会費収入の確保に向けて、会費の使途や市社協の活動を「見える化」し、会員制度への理解と加入促進を図る。

区分	年額	内容
一般会員	200 円(1 世帯)	町内会
団体会員	2,000 円(1 口)	各種団体等
特別会員	2,000 円(1 口)	個人
	5,000 円(1 口)	企業
施設会員	2,000 円(1 口)	社会福祉関係施設

(2)共同募金運動の推進【共同募金事務費】

共同募金は、さまざまな民間の地域福祉活動や災害時支援に役立てられており、市社協の地域福祉事業にも配分され、貴重な活動財源となっている。八戸市共同募金委員会の事務局として 共同募金のしくみや使途の周知を図り、共同募金運動の参加を促進する。

○運営委員会の開催〔年 2 回〕

3. 職員の資質向上と人材育成【社協会費・各委託事業】

職員の専門性を高めるため、資格取得を促進するとともに、内部研修、外部研修等に積極的に参加させ、業務に必要な知識の習得、他市町村社協との情報交換を図り、職員の資質向上に努める。

4. 広報活動の充実【社協会費・共同募金配分金】

(1)広報誌の発行〔6 月、9 月、12 月、3 月 各 11,000 部、企業広告掲載〕

(2)パンフレットの発行

(3)ホームページ、SNS を活用した広報活動

(4)第 74 回八戸市社会福祉大会の開催

社会福祉の発展に寄与された方々を顕彰するとともに、福祉意識の高揚を図るため、講演会を併せて開催する。

・日時 令和 7 年 10 月 16 日(木) 13 時 15 分

・場所 SG GROUP ホールはちのへ(八戸市公会堂)